

NO.	項 目	ご意見・ご提言等の内容	町の考え方
1	第1編第4節「美里町を取り巻く地震環境」について	液状化現象の起きる危険性がある地域について具体的な表記がなく、また、今なお町民に示されていないことに不安を感じる。	宮城県の資料に基づき、本町の震度分布と液状化危険度を表した図を資料編に掲載している。網羅的なものではあるが、現時点ではこれで判断するしかない。
2	第2編「風水害対策編」について	現在、多くの町民の関心事は「予測のない地震対策」に対してである。計画内容では風水害対策から記述されているが、地震対策を最初に記述すべきである。	<p>災害対策基本法によれば、災害とは「暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震、津波、噴火、大規模な火事・爆発又は政令で定めたもの」とされている。</p> <p>風水害は複数の災害を表す言葉として使われており、広く適用されることから、一災害の地震よりも前に記述されるのが通例で、他の市町村の地域防災計画においても、「風水害対策」、「震災対策」の順に記載されている。従って、本町もこの例により本計画を作成している。</p>
3	第2編第1章第1節「第4(2)集落の安全対策」について	防火用水を農業用水路に求めることは財政的にも有効な手段であり、きめ細かに対処すべきである。	土地改良区と調整を図りながら、今後も用水路の水を防火用水として活用していく考えである。
4	第2編第1章第2節「都市の防災対策」について	都市の防災対策として、避難路の安全対策のために避難路周辺の建造物の不燃化や防災上危険な老朽木造密集市街地の解消を図るとあるが、どの地区・場所を指すのか明らかにし、関係者の協力が得られるようにすべきである。	該当地域を本計画に明記することは、必要以上に危険性を強調し、当該住民の不安感情をあおることにもなりかねないため、本計画には表記せず、必要があれば個別に対応すべきと考える。

5	第2編第1章第2節第2「都市公園施設等の整備」について	避難場所としている公園に食料や衣料品等の備蓄倉庫の計画があるが、食料や衣料品は安全な管理が必要で、応急必需品の分散備蓄を考えるのであれば地区館など被害が少ないと思われる場所に造るべきである。	提言を参考に、記述内容を「備蓄倉庫」から「応急活動資機材の保管倉庫」に変更する。
6	第2編第1章第3節第1「2 特殊建築物、建築設計の防災対策」及び「3 特殊建築物・建築設備等の維持保全対策」について	殊建築物・建築設計の防災対策で建築基準法に沿った云々とあるが、建築基準法では土砂崩壊の危険箇所への建築は認めていない。土砂崩壊の危険性の除去の記述は都市計画法であり、誤りではないか。	この項目で述べているのは、土砂災害危険箇所周辺等の災害の影響を受けやすいところに建築物が建築される場合を想定したものであり、本計画の通りとする。
7	第2編第1章第5節「情報通信連絡網の整備」について	小牛田地域に設置計画されている防災行政無線は、災害を想定すれば平成21年度以降の整備計画を繰り上げるべきである。	19年11月に町防災行政無線整備検討委員会で策定した基本計画を本計画に反映させている。 (既に整備・運用済み)
8	第2編第1章第7節第2「臨時防災ヘリポート」について	防災ヘリポートは、住民や罹災者のいる場所から離れて設置することは効率が悪い。避難所等の周辺で発着可能な場所をあらかじめ定め、平時よりヘリポートの表示をつくる材料を用意しておくべきである。	臨時防災ヘリポートの位置については、臨時ヘリポート設置基準等を参考に決定している。表示資機材については、緊急時は仮設で対応可能である。
9	第2編第1章第7節第3「2 水防用資機材」について	水防用機材に関する記述は、第2編第1章第1節第1「2(4)水防応急資機材の整備」にも同様の記述があり整理すべきである。	提言に沿い整理する。
10	第2編第1章第11節「避難収容対策」について	避難が長期化した場合のプライバシー対策は必要であり、具体的にどうするのか、必要用具を含め明記すべきである。	提言に沿い、第2編第2章第4節第4「6 避難長期化への対処」に、プライバシー確保として、「間仕切りの設置」を明記する。

1 1	第2編第1章第11節第1「避難誘導體制」について	通信や交通が遮断された場合の避難誘導対策も考える必要があり、誘導責任者のいない場所でも誘導する必要がある。「誘導責任者」と「誘導員」を区分した理由を明らかにすべきである。	各地域で地区内の集会所や広場に1次に避難する場合と町が避難勧告・避難指示を行った際に指定避難所へ避難する場合に区分して誘導體制を整備している。1次の避難の誘導者を「誘導員」(自主防災組織のリーダーがあたる)、避難勧告・避難指示に基づき指定避難所へ避難するときの誘導者を「誘導責任者」(町職員、消防団員、交通安全指導隊員、消防職員、警察官があたる)としている。
1 2	第2編第1章第11節第3「1避難施設等の種別」について	福祉避難所としている町内の各老人ホームやサービス施設は個室化となっているために収容数は限定され、避難所の条件に適合するものは少ないと思うが、可能収容数を明らかにすべきである。	災害時には、各福祉避難所の個室だけではなくホール等を含め施設内の全スペースが収容対象となると思われる。また、各施設とも収容可能者数は災害時の利用者数によって左右されるため、本計画には明記しないものとする。
1 3	第2編第1章第11節第4「避難路の確保」について	ブロック塀などの危険物対策の必要性については以前から言われていたことで、これから調査するとは災害に対する危機感のないことを証明するようなものである。改めるべきである。	危険ブロック塀等の調査はこれまでも実施しており、除去・補強等の補助事業も実施してきている。しかし、個人所有物であり自己負担が伴うため、危険箇所全てが改善されたわけではない。これからも啓蒙・啓発をしながら住民の安全確保に努めていく。
1 4	第2編第2章第2節「防災活動体制」について	防災活動体制の風水害対策と地震対策で類似する記述があるが、誤りの原因ともなるのでわかりやすく整理して「職員の配備基準」のみで区分すべきである。	提言に沿い、同一内容となる箇所については、「風水害等対策編を準用する。」と記述を改める。

15	第2編第2章第4節第3「1 避難誘導時の留意事項」について	消防団員を誘導員としているが、第3の避難誘導では「誘導責任者」と書いており、この用語の違いの理由は何か。	指摘のとおりであり記述を改める。用語の違いはNo.11に記載してある。
16	第2編第2章第9節「災害救助法の適用」について	災害救助法の適用の基準、手続き、救助の種類等は、防災計画の事項に記載すべきではなく、付則又は資料とすべきである。	他市町村の例により本編に含める。
17	第2編第2章第14節第3「住民及び自主防災組織などの活動」の中の緊急時の連絡先について	救助の必要を確認したときの連絡先を消防本部等の関係機関と町とに区分しているが、何事も町を通して行うべきである。14節第1「3救出の報告等」についても同じと考える。	発災時の建物倒壊、火災等における救急・救助は消防職員が中心となっていくことになるため、一時を争う事態にあっては、まず消防機関等に連絡することとしている。
18	第2編第2章第16節第5-2「(2)緊急通行路確保のための措置」について	「なんのために」、「誰が」、「何をすることができる」のような表現に変えるべきである。	この表で理解できると考える。
19	第2編第2章第22節「防疫保健衛生活動」について	宮城県や関係機関が行う事柄まで計画の中身に入れなければならないのか。どうしても入れる必要がある場合には、参考又は付則として加えるべきである。	地域防災計画では、関係機関の処理すべき業務を明確にした上で、計画に含めることになっている。
20	第2編第2章第30節「応急公用等の実施」について	公用負担行為について通知・通告の明示がないが、所有者が判明できれば事前に通知をすることとすべきである。	第2編第2章第30節第4「手続き」に、人的公用負担であれば相手方に口頭で指示、物的公用負担で工作物の使用、収用であれば通知すると明記している。
21	第2編第2章第31節第1「1(5)火災現場活動の原則」について	災害対策基本法に「市町村長は、災害の拡大を防止するために設備又は物件の除去を所有者に求め、その他必要な措置をとることを指示できる。」とある。このことを対策に明示し町民に周知すべきである。	該当すると思われる設備・物件がある場合は、個別に対応する。

22	計画全般について	「地下街」、「なだれ注意報」に関する記述は不必要。また、計画内容を複雑化している箇所があり整理が必要である。	提言に沿い、本町に該当しないと判断できる事項の記述については削除する。
23	災害発生時に住民が取るべき具体的な行動指針について	災害発生時における住民が取るべき具体的な行動指針について記載されていない。災害発生時にどのように対応すべきか具体的に示した「(仮)防災マニュアル版(美里町)」を早期に作成することが必要である。	美里町地域防災計画(概要版)を早期に作成し、住民に配布する考えである。また、具体的な行動指針となる各種マニュアル等についても整備していく考えである。
24	もしものときの対応について	災害対策本部の体制について、実災害時に設置できるのか、機能するのか不安である。緊急連絡体制等の訓練が必要である。	組織体制を整備するのが目的ではなく、実際に機能させることが重要であり、第2編第1章第16節「防災訓練の実施」に本部運用、職員召集訓練等を実施する旨、記載してある。
25	自主防災組織と防災リーダーの育成について	行政区ごとに自主防災組織が作られることが望ましい。既存自主防災組織においては高齢化が問題となっている。行政区ごとに防災リーダーの育成が必要である。	自主防災組織並びに防災リーダーの育成については提言のとおり、本計画に記載済みである。